
平成28年 第1回(臨時)木城町議会会議録(第1日)

平成28年2月15日(月曜日)

議事日程(第1号)

平成28年2月15日 午前9時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて(平成27年度木城町一般会計補正予算 第4号)
- 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めるについて(木城町税条例の一部を改正する条例)
- 日程第5 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 平成27年度木城町一般会計補正予算(第5号)
- 日程第10 議案第8号 平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第11 議案第9号 平成27年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第12 議案第10号 平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算(第4号)
- 日程第13 議案第11号 平成27年度木城町介護保険特別会計保健予算(第3号)
- 日程第14 議案第12号 平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)
- 日程第15 委員会付託の省略
- 日程第16 議案に対する質疑

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名

- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 専決処分の承認を求めるについて（平成27年度木城町一般会計補正予算 第4号）
- 日程第4 議案第2号 専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例の一部を改正する条例）
- 日程第5 議案第3号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第5号 議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第6号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第7号 平成27年度木城町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第10 議案第8号 平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第11 議案第9号 平成27年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第12 議案第10号 平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）
- 日程第13 議案第11号 平成27年度木城町介護保険特別会計保健予算（第3号）
- 日程第14 議案第12号 平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 委員会付託の省略
- 日程第16 議案に対する質疑

出席議員（10名）

1番 眞鍋 博君	2番 神田 直人君
3番 中武 良雄君	5番 黒木 泰三君
6番 堀田 廣幸君	7番 淵上 三月君
8番 原 博君	9番 山田 秋吉君
10番 内田 重則君	11番 後藤 和実君

欠席議員（なし）

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

事務局長 渕上 達也君 議事調査係長 廣瀬 孝一君
書 記 稲田 宏美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	-----	半渡 英俊君	副町長	-----	横田 学君
教育長	-----	中竹 聖子君	総務課長	-----	中村 宏規君
財政課長	-----	石井 雄二君	会計管理者	-----	伊藤 章君
まちづくり推進課長	----	萩原 一也君	環境整備課長	-----	河野 浩俊君
税務課長	-----	津江 邦彦君	福祉保健課長	-----	小野 浩司君
町民課長	-----	吉岡 信明君	産業振興課長	-----	押川 道彦君

午前9時00分開会

○事務局長（渕上 達也君） 皆様おはようございます。

議会の開会に先立ちご案内いたします。携帯電話をお持ちの方は、マナーモードにされるか電源をお切りくださるようお願いいたします。いま一度、ご確認ください。

それでは皆様、ご起立ください。一同、礼。おはようございます。ご着席ください。

○議長（後藤 和実） おはようございます。定刻になりました。ただいまの出席議員は10名です。ただいまから、平成28年第1回木城町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。平成28年第1回木城町議会臨時会の会期日程予定表及び本日の議事日程表については、2月9日に開催いたしました議会運営委員会で協議の上、あらかじめ、お手元に配付したとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名

○議長（後藤 和実） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、10番、内田重則君、1番、眞鍋博君を指名いたします。

日程第2. 会期の決定

○議長（後藤 和実） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は本日1日間にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は本日1日間に決定いたしました。

日程第3. 議案第1号

日程第4. 議案第2号

日程第5. 議案第3号

日程第6. 議案第4号

日程第7. 議案第5号

日程第8. 議案第6号

日程第9. 議案第7号

日程第10. 議案第8号

日程第11. 議案第9号

日程第12. 議案第10号

日程第13. 議案第11号

日程第14. 議案第12号

○議長（後藤 和実） 次に、議案上程を行います。提出されました日程第3、議案第1号から、日程第14、議案第12号については朗読を省略し、一括して、町長の提案理由の説明を求めます。

○町長（半渡 英俊君） 平成28年第1回木城町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には時節柄、何かとご多用の中にご出席を賜り、厚くお礼を申し上げます。ただいま、上程いただきました議案第1号から議案第12号に至る12議案につきまして、一括して提案理由の説明を申し上げます。

初めに議案第1号であります。

議案第1号は専決処分の承認を求めるについてであります。

専決処分の承認を求めるのは、平成27年度木城町一般会計補正予算（第4号）であります。ふるさと納税の寄付が12月に集中し、報償費が不足し、1月の支払いができず、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年12月25日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

補正予算（第4号）は予算の総額に歳入歳出それぞれ2億1,200万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ43億9,600万円にするものであります。歳入は寄附金2億1,200万円であり、歳出は総務費1億1,035万5,000円、予備費1億164万5,000円であり、

次に、議案第2号。

議案第2号は専決処分の承認を求めるについてであります。専決処分の承認を求めるのは、木城町税条例の一部を改正する条例であります。地方税法の一部が改正され、平成28年1月1日から施行されることに伴い、本条例の一部改正が必要となりましたが、議会を招集する時間的余裕がありませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、平成27年12月28日に専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めるものであります。

改正点は、マイナンバー法施行に伴い、町民税及び特別土地保有税の減免申請につきましては、個人番号または法人番号の記載が義務づけられていましたけれども、法人分の特別土地保有税を除く減免申請につきましては、記載義務が外されたために本条例の一部改正を行うものであります。

次に、議案第3号。

議案第3号は一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院は、国家公務員の給与に関して月例給及び勤勉手当について引き上げることを、平成27年8月に勧告しました。これを受けて、本町においても月例給及び勤勉手当の支給率の改定を行うものであります。月例給は平均で0.4%の増額改定、勤勉手当については0.1月分の増額支給とし、月例給については平成27年4月に、勤勉手当については平成27年12月にさかのぼり調整をするものであります。

次に、議案第4号。

議案第4号は、特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。特別職の職員で常勤の者の町長、副町長、教育長の期末手当について、特別職の職員の給与に関する法律の一部改正に伴い、支給率を0.05月分引き上げるものであります。

次に、議案第5号。

議案第5号は、議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議会議員の期末手当について、特別職の町長等の例にならい、支給率を0.05月分引き上げるものであります。

次に、議案第6号。

議案第6号は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。教育長の期末手当について、特別職の給与に関する法律の一部改正に伴い、支給率を0.05月分引き上げるものでありますが、現教育長の任期は在任特例期間に当たるため、期末手当の支給根拠となる廃止前の教育長の給与、勤務時間、その他、勤務条件に関する条例の規定を一部改正し適用するため、関係条例の整理を行うものであります。

次に、議案第7号。

議案第7号は、平成27年度木城町一般会計補正予算（第5号）についてであります。

補正予算（第5号）は予算の総額に歳入歳出それぞれ3,600万円を追加し、予算の総額をそれぞれ44億3,200万円にするものであります。歳入は寄附金3,600万円であります。歳出の主なものは、給与改定によります職員手当と及び、ふるさと納税報償費等で、総務費2,138万2,000円、商工費197万2,000円、予備費876万4,000円等であります。

次に、議案第8号。

議案第8号は、平成27年度木城町国民健康保健事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正予算（第3号）は歳出で、総務費63万7,000円、予備費減額63万7,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

次に、議案第9号。

議案第9号は、平成27年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。補正予算（第3号）は、歳出で簡易水道費11万9,000円、予備費減額11万9,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

次に、議案第10号。

議案第10号は、平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）についてであります。

補正予算（第4号）は歳出で、公共下水道費3万8,000円、予備費減額3万8,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

次に、議案第11号。

議案第11号は、平成27年度木城町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。補正予算（第3号）は保険事業勘定の歳出で、総務費66万8,000円、予備費減額66万8,000円にするもので、予算の総額に変更はありません。

最後に、議案第12号。

議案第12号は、平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）についてであります。

補正予算（第3号）は歳出で、総務費5万円、予備費減額5万円にするもので、予算の総額に変更はありません。

以上で、提案理由の説明を終わらせていただきます。ご審議の上、ご賛同賜りまして、承認及び可決をよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤 和実） 町長の提案理由説明が終わりました。

日程第15. 委員会付託の省略

○議長（後藤 和実） 日程第15、委員会付託の省略を議題といたします。

お諮りいたします。議案第1号から議案第12号については、会議規則第39条第3項の規定によって、委員会付託を省略することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号から議案第12号については、委員会の付託を省略することに決定いたしました。

日程第16. 議案に対する質疑

○議長（後藤 和実） 日程第16、議案に対する質疑を行います。

これより、提出されました議案第1号から議案第12号に対する質疑、討論、採決を行います。なお、採決は起立によることといたします。

まず、議案第1号から、専決処分の承認を求めるについて（平成27年度木城町一般会計補正予算 第4号）を議題といたします。

議案第1号に対する質疑はありませんか。6番、堀田議員。

○議員（6番 堀田 廣幸君） ふるさと納税ですが、27年度当初予算100万円計上をされていきました。ここだけ、数字が伸びるとは、当初予想もしていなかった。うれしい誤算というふうには思っていますが、心配するのはその受け入れの体制、職員の体制あるいは臨時職員の体制、今はどうなっているのか。今のままで万全を期した状態であるのか。今後、こういう状態がふえるときに、クレームの対応、あるいはいろんな問い合わせの対応、一般事務があると思いますが、万全な体制がとれてあるのかどうかを1点伺います。

それから、歳出についての確認ですけれども、手数料、これをもう一度、簡単に説明を願って、

この手数料の支払先を全て教えてください。

以上です。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） ふるさと納税の体制であります。現在、正職1名と臨時1名で対応しております。

12月、それから、6月、7月、8月あたりが集中するものですから、その部分について対応して、システムを導入することによって、なるべく少ない人数で効率的に行っていきたいということで現在、対応しております。

12月から、クレジット決済、ヤフーのクレジット決済を行うことによりまして、調定等が一括してできる、まとめて歳入のチェックができるという形をとりましたので、その分、かなり事務量が軽減をされてきております。

それから今後の体制、考えなんですけれども、システムの構築をさらにしていきたい。これは、納付書発行、それから領収書発行、それから商品のチェック関係のシステムを導入していきたい。これは、今後の後のほうの予算で、また、計上をしていきますけれども、当面、そういった形でシステムをとり入れることによって、負担の軽減を図っていこうということで計画しております。

それから、次の手数料関係の支払い先なんですけれども、これはコンビニ収納に伴います手数料が、これは宮銀なんですけれども、ここにあります。

それから、ふるさと納税に伴いますヤフーの支払い、これは納税額の1%をヤフーの決済手数料として支払うということになります。

それからふるさと振興協会に対しましては、1件当たり500円の手数料と送料は別途ということで、送料合わせて、ふるさと振興協会に支払うということにしておりますが、この分が、11月までで230万7,000円程度という形になっております。

それから、今回の補正でお願いをしております分につきましては、同じくヤフーの決済手数料が200万円程度、それから、湯ららに対します発送手数料、約1,200件を見込んでおりますけれども、この分を合わせまして、435万5,000円を手数料として見込んでおります。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。6番、堀田議員。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 現在、体制は職員が1名、臨時が1名、そのシステム導入で負担軽減を図るということですが、金額と取扱件数からいって万全な体制と言えるのか。なぜ、こういうことを、今、言うかということ、この前、玄海町での研修でも、今後、やっぱり一番大切なのは、また寄附をすれば、また木城町に寄附をしたいというリピーターの囲い込みという言葉を使

われましたけれども、要するに、その自治間の競争の中で、今後、一番、大切になってくるのは、常日ごろの対応だと。また、木城町に寄附したいというリピーター客がいかにかで決まってくるというふうに言われたんです。

そのことが、非常に頭にあって、体制としては、この金額件数から言うと、いかにシステムを導入したといえども、職員の1名、職員も、このふるさと納税、100%専従というわけにはいかないと思うんです。臨時職員1人で対応するということについては、ちょっと不安かなと申しますか、万全の体制とは言えないんじゃないかという気がするんですが。もう一度、1名増員、十分その採算にあうと思うんです、これだけの金額の寄附があれば。そういうふうを考えるわけですが、増員の考えはないかということが1点。

それともう1つ、歳出についての、先ほど言われた木城町ふるさと振興協会に対して、500円で言われたけど、1件500円じゃないんですか。宅配の手数料でしょう、これ。宅配料金じゃなくて、宅配をしてもらうための手数料500円で言われた。1件500円払うんですか。

しかも、ほかに宅配便の取次店はたくさんあると思うんです。例えば、スーパーやまだ、宮崎農産、セブンプラザ、その宅配をしてもらうための手数料を、ふるさと振興協会だけに払うという理由はどこにあるんでしょうか。2点ほど。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 発送取扱い手数料、1件500円であります。この500円につきましては、梱包手間、それから、あと、まとめて送るときの梱包材等は別途なんですけれども、そういった手数料込で500円を払うことにしております。なお、1件で3口あった場合を、例えば一括して発注するという形の梱包、そういった形もひっくるめて、1件500円という取り扱いをさせていただいております。

○議員（6番 堀田 廣幸君） ほかのところは。

○財政課長（石井 雄二君） ほかのところについては送料のみという形で取り扱いをさせていただいています。

○議員（6番 堀田 廣幸君） その理由です。僕が聞きたいのは。

なぜ、梱包手数料を菜っ葉屋にだけなのか、ほかにもありますよね、発送取次店が。ふるさと納税に関する。例えば、漬物、あるいはカメラ。カメラは今、セブンプラザとか大原電気が直接、梱包して送っているわけでしょう。スーパーやまだのお肉は、スーパーやまださんが梱包して送られる。そういうシステムになってる中で、菜っ葉屋だけに、その梱包手数料500円をやるという理由はなぜですかということを聞いているんです。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 基本的に、菜っ葉屋に取り扱いをしている関連商品について、菜っ

葉屋のほうで、発送をお願いをするという、当初の計画でありまして、したがいまして、菜っ葉屋、取り扱いをしていない電化製品等については、直接、業者さんからお願いをするという考えでありました。

手数料につきましては、通常、菜っ葉屋のほうで、出品手数料が10%、例えば100円の商品だと10円かな。10%程度取るということでありまして、うちの場合につきましては、もう、そこらあたりが定額という契約で、菜っ葉屋の取り扱いについては1件500円ということで、件数当たり幾らという形で、金額ではなくて、そういった形で取り決めをしたところでございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。町長。

○町長（半渡 英俊君） ただいま6番議員のほうから職員体制のことのお尋ねでありました。職員も現在のそれぞれの部署で優秀な人材がいまして、それぞれの分野で頑張っていたいただいております。

ふるさと納税につきましては、平成20年に始まったわけですが、本格的にといいましょうか、ここにきて増えてきたということでありまして、まだ、1年を通してみらんと、どういった事務量があるのか、それから、どういった体制がベストなのかっていうのが、今、手探りの状態でやっております。

今のところは、先ほど、財政課長が申しあげましたように、ある程度、IT機器といいましょうか、そういったパソコン等を通じて入ってきますので、昔みたいに手作業でどうこうという部分はなくなって、そういった部分で便利になったなと思いますので、そういったIT機器のツールを使いながらやっております。

それから、システム等も年々改善をされてきてまして、そういった部分では、意外と件数、それから金額の割には、このふるさと納税の分野においては、事務処理としての分野は、そんなに思ったような事務量はないという判断をしております。ただ、時期的に、今、経験しているのがお中元時期とお歳暮時期です。12月。12月は零時過ぎてからもちよっとありましたがということです。

それ以外の月をしますと、1,000万円とか、1,000万円弱で推移をしますので、あと、3月、4月まで見越すと、大体、1年の流れがわかるのかなと思っております。今のところは優秀な人材がいっぱい、役場職員いますので、それで賄ってるといってご理解いただきたいと思います。ただ、おっしゃるように、ベストじゃありませんので、工夫を重ねながら負担のかからないように取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（後藤 和実） ほかに質問はありませんか。3番、中武議員。

○議員（3番 中武 良雄君） 3番、中武です。

今の歳出の件で、年末、特にカメラのほうが多かったと思うんですけども、カメラの取次店は2店舗になってると思います。これの、その販売先ですけども、販売先になるための条件。それと今後、もし、その販売先が、どっかが手を上げて、販売店ってなった場合に、それもまた販売先の店舗に加入ができるのか。それと、その2店舗の、こことは別に、昨年度のそこに支払いした金額を教えてくださいませんか。販売額です。カメラについて。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 町内のキャノン取り扱いの業者ということで、キャノン取り扱いできますかということで確認をさせていただいた分が、今の2社でありました。したがって、町内でキャノンが取り扱える業者があれば、そこも当然入るべきだというふうに考えております。

それから、カメラの支払いですが、これが12月分までであります。1億4,008万1,000円を大原電気とセブンプラザのほうに支払いをしております。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。7番、淵上議員。

○議員（7番 淵上 三月君） そのふるさと納税の返礼品の内訳と金額がわかったらお願いします。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 返礼品の内訳と寄附金額でしょうか。ちょっと数が多いものですから。

1万円コースと、それから2万円コース。それとあと、カメラの20万円、40万円、50万円、60万円。それから、家具が40万円という形であります。ちなみに、農産物が1万円コースでありまして、農畜産物ですが、こしひかり、米です。ロース、サーロイン、カルビ、都萬牛、これはお肉であります。

マンゴー、ロイヤルポーク、漬物、だし、焼酎、養生麺、お茶、コマドの焼き菓子セット、これが1万円のコースであります。

○議員（7番 淵上 三月君） 合計金額です。その品目に対する合計金額。

○財政課長（石井 雄二君） 現在、大きな項目でしか、手元に資料がございませんので申しわけありません。

カメラが寄附金額の86.8%、3億500万円。それからマンゴーが3.7%の1,294万円。あと、お肉とかその他で9.5%の3,294万2,000円という形であります。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより、議案第1号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第2号、専決処分の承認を求めるについて（木城町税条例の一部を改正する条例）を議題といたします。

議案第2号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより、議案第2号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり承認されました。

次に、議案第3号、一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第3号に対する質疑はありませんか。

6番、堀田議員。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 先ほど、町長、月額平均で0.4%のアップというあれでした。

新聞報道によりますと、人事院勧告は月平均の0.36というふうに報道がされておるんですが、人事院勧告よりも高めに昇給されたと、こういう理解でいいんでしょうか。が、1点。

それから、今回、4月にさかのぼって遡及ということは、期末手当あるいは勤勉手当まで含ん

だ4月から、今回分の人件費の総額は幾らなのか。来年度以降、28年度以降今回の昇給によって、幾ら、人件費、総体で増額になるのか。

3点だけお願いいたします。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） まず、人勤よりも高めなのかというお話ですけれども。

給与表につきましては、国の棒給表をそのまま採用しておりますので、あとはその職員の構成等によりまして、平均給与は、若干、その自治体間で差が出てくるということでございます。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 率を言ってるんですよ。

○総務課長（中村 宏規君） 先ほど、上程案で0.4%ほどとっておりましたが。

ですから、その差がなぜ出るかというお話ですよ。差が出るのは、同じ国が示した給料表をそのまま使いますが、職員の構成等によりまして、平均関係は変わってくるということでございます。

それから、影響額についてでございますが、一般会計、特別会計、全てを含めまして、給料関係が69万円、それから手当関係が、当然時間外と期末手当、関係してきますが、これが333万2,000円。それから、共済負担金関係につきましては74万1,000円ほどが影響額として出てきてまいります。

最終的に、来年度の金額が幾らになるのかという影響額の件についてはありますが、それについてではそこまで試算をしておりません。新しい給料、大体、1人当たり1,400円ほど上がるということで、ただし、現給補償を受けている職員もおりますので、一概にそのまま上がるというわけではないものであります。新しい給料表に基づいて、しっかりと算定をして、拠出をしておきますのでご理解をいただきたいと思っております。

それから、月例給の話と、あと、期末手当、これにつきましては12月にさかのぼって支払うという形でございます。ただ、12月が昨年も上がっておるんですけど、今年度も上がりますので、トータルしますと、6月と12月が、かなり隔たりが出てきますので、今回、あわせて、来年4月以降は6月と12月に割り振って平準化していくものでございます。

以上です。

○議長（後藤 和実） 6番、堀田議員。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 28年度の人件費の負担増額はわかりませんか。27年度に対して28年度増えた分、幾らぐらい人件費の増額がありますかということですけど。私の質問は。

今回の昇給によって、幾ら人件費がふえているんですか。総体で。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） ですから、影響額は先ほど申しましたとおりでございます。当然、

来年になりますと、昇格でありますとか、そういったものが絡んでまいります。今回の場合でも、1月を過ぎておりますので、1月に通常昇給をしますので、1月に遡及する分と、それと去年の4月の部分と二通りの差額も出ておりますので、その辺、ご理解いただきたいと思っています。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより、議案第3号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第4号特別職の職員で常勤の者の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第4号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより、議案第4号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第5号議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第5号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより、議案第5号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に議案第6号、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

議案第6号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより、議案第6号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、平成27年度木城町一般会計補正予算（第5号）を議題といたします。

議案第7号に対する質疑はありませんか。6番、堀田議員。

○議員（6番 堀田 廣幸君） これも、ふるさと納税3,600万円ですが、3,600万円ふるさと納税がありました。そのうち半分は歳出にありますように報償費、それから委託料が半分です。残り半分は、今回の人事院勧告の給料アップの分に使ったという理解でいんでしょうね。人のふんどしで相撲をとったと。こういう言い方をすればなるわけですが、それとは違うんですか。

それに関連して、このふるさと納税についての使途、使い道についての制限はあるのかないの

か。1点。それからもう1つは、この報償費の下の委託料。先ほどの専決では手数料という言葉でしたが、ここでは委託料となっています。この委託料の支払先はどこなのか。

それから、謝礼品を送られます。その金額において。謝礼品を送るときに、いわゆる寄附をしていただきましてありがとうございますと。またお願いしますというようにお礼の手紙は添えておられるのかどうか。添えておられるとすれば、その中に、寄附していただいたお金はこういうことで木城町のために使わせていただきます。いわゆる、寄附金の使途までが書いてあるお礼の手紙なのか。

以上、お伺いします。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 毎回、毎回の補正で、大変申しわけありません。今回、3,600万円ということで追加補正をするものであります。

これにつきましては、現在、もう3億4,600円ほど寄附がありまして、3億4,000万円をオーバーしているということで、今回が最後の補正かというふうに思っております。

それから、寄附金の目的ですが、これは一般財源として受け入れをするということでございます。目的付寄附になりますと、使途が制限された寄附になりますと議会の議決を得なくちゃいけないというような寄附になってきておりますので、その分の目的付寄附という形は現在、ふるさと納税としてはとっておりませんので、一般の歳入として取り扱いをさせていただいております。

それから、委託料のほうですが、先ほどもちょっと申しましたけども、ふるさと納税の受付、それから管理システムの委託であります。領収書発行、納税証明書発行のシステムの委託をすることによって、手間が省けるという形でありまして、その分の委託料であります。それから、お礼状につきましては、現在、簡単なものつけておりましたけど、今回、さらに真心といいますか、手書きでお礼状を発送したいということで準備をしているところでございます。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 寄付金の使い道については触れてないわけ。お礼の中には。どういうことに使わせていただきますというのはいないんですか。

○議長（後藤 和実） 財政課長。

○財政課長（石井 雄二君） 先ほど、申しましたように、使途が制限されていない一般寄附という形での受付をしております。

特別の目的を持った募金という形もとれることはとれますけれども、現在はふるさと納税ということで、特定使途の希望という形では集計をとっておりますけれども、それに対する回答という形は現在とっておりません。

以上です。

○議長（後藤 和実） 6番、堀田議員。

○議員（6番 堀田 廣幸君） 玄海町の話しばっかりで、申しわけないんですけども、一番あそこで好評なのは、この前、委員会報告でいたしましたように、いわゆる玄海町応援町長おまかせ事業というのが、1億円ぐらい使われて好評なんだということをお話しました。

本町の場合も、町長が変わらているいろんな構想があると思うんです。あんな事業がやりたい、こんな事業をやりたい。あれを、今の事業を組みかえてこういうものをやりたい。

で、私、ちょっと考えたんですが、木城町まちづくり応援町長おまかせ事業に使わせていただきますと。それは町長の考えもあるでしょうし、幸い、まちづくり推進委員というのがあるんですかね、今、木城町は。あるいは若者連絡協議会とか、若い職員等の、当然、意見も聞きながら、町長がやりたいというまちづくりに関する事業、これをやはり、そういうものに使わせていただきますということ、だから木城町を応援してくださいと。今後もまたこのために応援してください。それぐらいは事業寄附金の使途を限定してもいいと思うんです。

これは金額を1億円にするか、1億5,000万円にするか、それはもう今からの検討です。要するに、木城町まちづくり応援町長おまかせ事業、こういうものをぜひつくるべきだと思いますが、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（後藤 和実） 町長。

○町長（半渡 英俊君） ただいまの6番堀田議員のほうから、ありがたいご提言をいただいたところであります。玄海町のほうでは、そういった町長おまかせ事業という部分を取り込んでされているということ、この前、お聞きをいたしました。前向きに検討させていただきたいと思えます。

ありがとうございます。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。3番、中武議員。

○議員（3番 中武 良雄君） 3番、中武です。

補正の分で受けますと、職員手当の補正が約400万円近く、実際出ているわけですけども、当初予算で組めなくて、職員さんが頑張って残業した分かどうかわかりませんが、その辺の内容を、どういった、こういう形で補正に、それぐらい上がってくるのかをお聞きしたいと思います。

○議長（後藤 和実） 総務課長。

○総務課長（中村 宏規君） 時間外関係が増えております。先ほど申しました、その影響額は23万円ほどなんですけど、トータルでは……、済いません、一般会計につきましては人勸関係では20万円ほどなんですけど、補正額総額では110万円ほど、トータルで一般会計でやっております。

時間外が増えてきておるわけなんですけれども、昨年、27年度は育児休暇でありますとか、そういった部分で、育児休業とか、休養をしている職員等がおりまして、他の職員がそれを補う必要があります。また、業務的にも新たな業務が発生してきておりまして、相当、職員にしわ寄せがきているところがありまして、時間外手当が若干増えてきておるので、今回補正でお願いをしたいというものでございます。

○議長（後藤 和実） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 以上で、議案に対する質疑を終わります。

これより、議案第7号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、平成27年度木城町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

議案第8号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより、議案第8号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号平成27年度木城町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といた

します。

議案第9号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより、議案第9号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号平成27年度木城町下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

議案第10号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより、議案第10号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号平成27年度木城町介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第11号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより、議案第11号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成27年度木城町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

議案第12号に対する質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 質疑なしと認めます。

これより、議案第12号に対する討論、採決を行います。

本案に対する反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（後藤 和実） 討論がありませんので、採決に入ります。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（後藤 和実） 賛成全員。よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（後藤 和実） ここで本日の日程は全部終了いたしました。これで、平成28年第1回木城町議会臨時会を閉会いたします。議員の方は控室にお願いいたします。

○事務局長（淵上 達也君） 皆様ご起立ください。一同、礼。

午前9時55分閉会
